都市計画提案制度の手続きの流れ

（フロー中の ▭ は、提案者に関係する事項）

事前相談

（提案者）
事前相談書の記入 ⇄

（岡崎市）
情報提供
制度の概要、提案要件、提出書類・提出先、手続フロー、都市計画基準、決定区分など

愛知県決定分の計画提案
愛知県の提案窓口を紹介

必要に応じて事前調整
（関係市町村・関係行政機関）

地権者及び周辺住民等への説明

都市計画の提案

提出書類
都市計画提案書、都市計画素案、土地所有者一覧表、同意書、提案者としての要件を備えていることを証明する書類、その他必要な書類

提出書類・提案要件の確認

（提案者の要件）
・土地の所有者または借地権者
・まちづくりＮＰＯ法人、営利を目的としない公益法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体
（提案の要件）
・0.5ha 以上の一団の土地
・都市計画法に基づく都市計画の基準に適合
・土地所有者、借地権者の 2/3 以上の同意

計画提案の受理
要件を備えている場合、提案書類を受理

不備がある場合は補正

市の判断

・都市計画基準との適合
・県都市計画区域マスタープランとの適合
・市都市計画マスタープランとの適合
・総合計画、土地利用基本計画及びまちづくりに関する各種方針との適合
・他の関連法令、条例との適合
・周辺の交通、環境、防災等への配慮、まちづくりへの寄与の状況

愛知県と協議
その他関係行政機関と協議

評価委員会
都市計画決定（変更）の必要性について判断

都市計画決定（変更）が必要 と判断
決定手続き

■提案者に市の計画素案を通知
↓
（法定手続き）
■市の都市計画素案作成
↓
■説明会・公聴会の開催
↓
■都市計画の案の公告・縦覧
↓
■市都市計画審議会へ付議・議決
↓
都市計画の決定（変更）

都市計画決定（変更）の必要がない と判断
非決定手続き

■提案者に意見書を提出できる旨の通知
↓
■市都市計画審議会の意見聴取
↓
都市計画の決定（変更）をせず
↓
■提案者に決定（変更）の必要がないと判断した旨、及びその理由を通知

計画提案の公表について
受理した計画提案の図書を、都市計画決定（変更）の告示の日又は提案者に都市計画を定める必要がないと判断したことを通知する日まで市ホームページに掲出